

2013年(平成25年)3月23日 土曜日

■辻元議員を批判記事 賠償命令

東日本大震災の直後に災害ボランティア担当の首相補佐官だった辻元清美衆院議員が、「根拠のない話をもとに批判記事を書かれた」として産経新聞社と執筆した記者に3300万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は22日、80万円を支払うよう同社側に命じた。

斎藤清文裁判長は「辻元氏らへの取材を一切せず、真実と認められない内容の記事を掲載した」などと述べ、名誉毀損（きそん）による賠償責任を認めた。

問題とされたのは、2011年3月16、21日付朝刊に掲載されたコラム。辻元氏がかつて阪神大震災の被災地で「反政府ビルをまいた」などと指摘。辻元氏を災害ボランティア担当の首相補佐官に任命した菅直人首相（当時）の判断を「ブラックジョーク」と批判した。

同社は記事の根拠について「当時広く知られていた」「本を引用した」と主張。「論評記事だから辻元氏への取材は必要ない」と訴えたが、判決は退けた。

同社は「判決内容を検討し、今後の対応を考える」としている。

平成25年(2013年)3月23日 土曜日

■辻元議員報道で本社に賠償命令

産経新聞の記事で名誉を傷つけられたとして、民主党の辻元清美衆院議員が産経新聞社などに3300万円の損害賠償と謝罪広告の掲載を求めた訴訟の判決が22日、東京地裁であった。斎藤清文裁判長は名誉毀損（きそん）を認定、80万円の支払いを命じた。

判決によると、産経新聞は平成23年3月16日付と21日付の朝刊で、辻元氏が阪神大震災の際に「被災地で反政府ビルをまいた」と指摘する記事を掲載。判決は「ビルの記載内容は反政府活動を意味していない」と判断した。

産経新聞社広報部の話「当社の主張が認められなかったことは遺憾です。判決内容を検討し、今後の対応を考えます」

2013年(平成25年)3月23日(土曜日)

言壹

壹

業斤

扇

**辻元議員名誉毀損
産経新聞に賠償命令
東京地裁判決**

産経新聞の記事で名誉を傷つけられたとして、辻元清美衆院議員（52）が同社などに3300万円の損害賠償などを求めた訴訟で、東京地裁（斎藤清文裁判長）は22日、名誉毀損の成立を認めて80万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

判決によると、産経新聞は2011年3月16日と21日付の朝刊で、「辻元議員は阪神大震災の際、被災地で反政府ビルをまいた」と指摘し、菅直人首相が東

日本大震災の直後に辻元議員を災害ボランティア担当補佐官に起用したことに疑問を示す記事を掲載した。判決は、記事によって辻元議員の社会的な評価が低下したと認定した上で、「被告側は原告方に一切取材しておらず、記事が指摘した事実が真実とは認められない」と判断した。

産経新聞社の話「判決内容を検討し、今後の対応を考える」